

ひまわり

中野区立武蔵台小学校
2年学年だより
令和5年4月28日
No. 3

風薫る5月を迎え、校庭の芝生やいちょうの木が爽やかな緑の葉を茂らせています。先日の保護者会では、ご多用中、ご参加いただきありがとうございました。

2年生になって1か月、1つお兄さん、お姉さんになったことを喜び、「1年生に学校のことを教えてあげたい。」という気持ちをもって生活しています。1年生を迎える会では、立派な姿で、1年生に「学校には、こんな場所があるよ。」「学校は楽しい場所だよ。」というのをクイズで伝えることができました。

また、生活科の学習でも、1年生に朝顔の種袋のプレゼントを作ったり、学校の紹介を考えたりしました。2年生の自覚をもって頑張る姿が頼もしく、とても嬉しく感じます。

保護者の皆様には、健康管理のご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

5月の学習予定



こくご	・いなばの白うさぎ ・たんぼぼのちえ ・かんさつ名人になろう ・同じぶんをもつかん字
さんすう	・ひき算のひっ算 ・どんな計算になるのかな
せいかつ	・春だ今日から2年生 ・ぐんぐんそだて わたしの野さい ・ときどきわくわくまちたんけん
おんがく	・強さやはやさをかんじて ・音楽ランド
ずこう	・ぼかしあそびで ・ふしぎないきものあらわれた ・みんなでわいわい紙けん玉
どうとく	・公正、公平、社会正義 ・礼儀 ・個性の伸長
たいいく	・鬼遊び ・固定施設を使った運動遊び

お知らせとお願い

■ 算数の学習について ■

6月に算数「長さのたんい」の学習を行います。竹製のものさし(30cm)を使用しますので、5月22日(月)までに、ご用意ください。記名を忘れずをお願いします。

■ 尿検査について ■

尿検査の容器を配布するのは9日(火)ですが、提出は12日(金)となっています。12日(金)の朝に尿をとり、持たせてください。

■ 放課後学習教室について ■

算数の基礎学力定着のために、放課後学習教室を行います。火曜日の放課後の予定です。対象は、担任から連絡のあった児童です。対象児童には、別紙の手紙が配付されます。初回は、16日(火)を予定しています。

■ 教科書について ■

教科書は国語の教科書のみ持ち帰るように伝えてあります。その他の教科書は持ち帰りたい児童は持ち帰っても構いません。生活科、図画工作科の下の教科書がご家庭にある方は、学校に持たせてください。

5月のよこい

月	火	水	木	金	土
1 安全指導朝会 安全指導 家庭学習強化活動始 (~5/31) ⑤	2 ⑤	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6
8 全校朝会 ⑤	9 特別時程 ⑤	10 児童集会 消防写生会 ④	11 眼科検診 ⑤	12 尿検査1次 ⑤	13 土曜授業日 地域班編制・ 集団下校(3校時) ③
15 特別時程 午前授業 全校朝会 ⑤	16 放課後学習教室 ⑤	17 午前授業 避難訓練 尿検査1次追加 ⑤	18 尿検査1次 (再) ⑤	19 遠足 ⑤	20
22 全校朝会 ⑤	23 放課後学習教室 ⑤	24 特別時程 午前授業 避難訓練予備日 ⑤	25 たてわり班活動 (中休み) ⑤	26 遠足予備日 町探検1回目 ⑤	27
29 全校朝会 ⑤	30 放課後学習教室 ⑤	31 家庭学習強化活動終 尿検査2次 ⑤	6/1 ふれあい集会 読書推進活動始 (~30日) 尿検査2次 歯科検診 ⑤	6/2 体育朝会 尿検査2次追加 町探検2回目 ⑤	6/4

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更や中止の場合があります。 ※朝会・集会はオンラインでの実施になります。

■ 消防写生会について ■

日時：5月10日(水) 1、2時間目

※雨天時は教室で実施です。

持ち物：目玉クリップ2つ

又は洗濯ばさみ2つ

敷物 水筒 帽子

■ 町探検について ■

5月26日(金)と6月2日(金)生活科の学習で町探検に2回行きます。当日は水筒と帽子を持参してください。

裏面に続きます。



遠足のおしらせ

日時……5月19日（金）8時15分登校 14時頃下校

※雨天時26日（金）に延期…5時間授業・弁当水筒持参

場所……井草森公園

持ち物…リュックサック お弁当 水筒 おしぼり 敷物 レインコート
汗拭きタオル ビニル袋3枚 予備マスク 手指消毒（必要な人）

服装……動きやすい服（ハンカチ ティッシュを身に付ける）帽子

※保護者会で配布した年間計画と延期日が変更になりました。

※お子さん自身がリュックサックに持ち物を入れるようにお願いします。片付けは自分でできるようにさせてください。

※お弁当の準備に際しましては、4月7日付で配布いたしました「食物アレルギー対応へのご協力をお願い」の内容についてご配慮ください。

※詳細は、後日配布される「遠足のしおり」をご確認ください。

■ フェイスシールドについて ■

フェイスシールドは現在使用する予定はありません。新たに購入していただく必要もありません。今後使用する場合は、連絡しますので現在お持ちのフェイスシールドは家庭で保管をお願いします。

■ 自転車の利用について ■

改正道路交通法や「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、未成年者が自転車を利用するときには、その保護者に自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられるようになりました。また、お子様が自転車を利用する際にヘルメットを着用させる努力義務も規定されています。各ご家庭で以上の2点について確認していただくとともに、安全な自転車の乗り方や交通ルールの確認、お子様の自転車の車体の点検などもしていただくよう、お願いいたします。